

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 6 日

各都道府県教育委員会人権教育担当課
各指定都市教育委員会人権教育担当課
各 都 道 府 県 私 学 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

令和 8 年度「拉致問題に関する教員等セミナー」の実施について（依頼）

日頃より人権教育の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長から、別添のとおり、
標記セミナーの実施について、依頼がありました。

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、拉致被害者やその御家族が御高齢となる
中で、人命そのものがかかった人道問題であるとともに、我が国に対する主権の
侵害であり、政府の最重要課題と位置付けられております。

このような中、本セミナーは、これまで北朝鮮当局による日本人拉致問題につ
いて触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題となっていること
から、学校における理解促進活動を一層強化することを目的として実施されてい
るものです。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては域内の市（指定都市を除く。）
町村教育委員会及び所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては所管
の学校に対して、各都道府県におかれては所轄する学校に対して、各附属学校を
置く国立大学法人及び公立大学法人におかれては附属学校に対して、構造改革特
別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学
校に対して、本件について周知いただくとともに、本セミナーの趣旨を御理解い
ただき、別添の「令和 8 年度拉致問題に関する教員等セミナー実施要領」を御参
照の上、受講いただける方を令和 8 年 5 月 29 日（金）までに、内閣官房拉致問
題対策本部事務局政策企画室連絡先まで御推薦いただきますようお願いいたし
ます。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課指導係

TEL：03-5253-4111（内線 3297）

E-mail：jidous@mext.go.jp